

令和7年11月1日

市長 松戸 隆政

## 令和8年度 予算編成方針について

令和8年度予算編成にあたっては、以下の基本的な考え方に沿って、予算編成作業を進められたい。

### 【国の動向】

我が国経済の動向は内閣府発表の7月月例経済報告においては、「景気は緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある」との景気判断がされている。

また、令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、令和8年度予算編成に向けた考え方として、地方創生2.0の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成とすることとし、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底するものとされている。

## 【予算編成の方針】

令和8年度予算編成にあたっては、元気で特色のある松戸市を目指し、将来にわたって必要な投資をしっかりと進めていくため、「松戸市財政運営の基本方針」で掲げる「実質単年度収支黒字化3か年計画（令和8年度から令和10年度）」及び「大型事業の実施時期の整理」を踏まえ、次のとおり編成するものとする。

### （経常収支比率の改善）

令和6年度決算における経常収支比率は96.2%と前年度から2.6ポイント上昇しており、財政の柔軟性が一層低下するなど、財政の硬直化が進行している状況である。（※経常収支比率が95%以上を超える自治体については、総務省の「財政事情ヒアリング」の対象団体となる。）

このため、令和8年度から令和10年度にかけて、経常収支比率を92%以下に維持することを目指し、歳入・歳出の両面から一般財源ベースで約40億円の削減を図る取り組みを着実に進める。

### （予算の優先的な配分）

総合計画における基本目標である「子育て・教育・文化」「高齢者・障害者・福祉・健康・地域共生」「まちの再生・リニューアル」「雇用創出・経済活性化」「防災・防犯・安全安心」「SDGsを推進する社会」の各施策に優先的に配分するものとするが、より一層の経費の見直し・削減について引き続き取り組むものとする。

また、税收増につながるような投資効果の高い事業に対しては、優先的・重点的に予算を配分するものとする。

### （市民ニーズの施策への反映）

議会審議をはじめとする市民ニーズを的確に把握し、可能な限り施策に反映するよう努める。

### （事務事業の見直し）

既存の制度・施策についても、事業全般にわたり従来の慣例にとらわれず、必要性・効果等について十分な検討を重ね、既存事業の見直しを積極的に行うとともに、施策の選択にあたっては、常にコスト意識を持って最小の経費で最大の効果を発揮するよう努める。

特に、時代の変化によりニーズが低下した事業については、縮小・統合・廃止など着実な見直しを実施したうえで、財源の捻出に努める。

### （経常費枠配分方式（要求限度額）及びインセンティブ予算制度の導入）

各部・課のマネジメント能力の強化及び有効性を重視した事業の選択を可能にするため、経常費においては、昨年度と同様に「枠配分方式」を採用する。

さらに、令和8年度予算編成からは、財政改革の一環として、事業の実施主体である各部・課が自発的に事務の効率化や事業の見直しによる歳出削減、新たな歳入確保及び増収策など、これらの取り組みから得られる財政効果額に対して、その成果を評価する「インセンティブ予算制度」を試行的に導入することとする。

なお、割り当てられたインセンティブ予算については、各部の裁量により柔軟に活用することができるため、新規事業の実施や既存事業の拡大などに積極的に活用されたい。

### （サンセット方式の導入）

令和8年度予算編成から財政改革の一環として、新規事業の実施や新規制度の創設にあたっては、あらかじめ一定の実施期間を設定し、その終了時に継続の是非を検証する「サンセット方式」を導入することとする。

この方式は、一定期間ごとに事業を評価し、継続・変更・終了等を判断することで、予算の硬直化を防ぐとともに、歳出事業の効率化及び柔軟な財政運営に資することを目的とする。

また、過去に予算化された既存事業についても、順次サンセット方式の対象事業

を選定し、継続・変更・終了等の判断を行うこととする。

#### （自主財源の確保）

財政の安定化を図る観点から、積極的な自主財源の確保に取り組むこととする。

特に、使用料及び手数料等については、住民負担の公平性の確保及び受益者負担の原則を基本に、適宜その見直しを行う。

また、遊休地の売却や利活用の推進、ネーミングライツ制度の導入・拡大、税収増につながるような事業の実施等、新たな財源確保策を積極的に講じることとする。

#### （国・県補助金の確保）

国・県補助金については、国・県の施策、諸制度の改廃状況等の動向を的確に把握し、補助制度や交付金制度の積極的な活用を図り、財源確保に努める。

#### （健全財政の維持）

今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくため、歳入・歳出の両面から経常収支の改善を図るとともに、市債の発行については、将来の財政負担に考慮し適切な運用を図ることとする。